平成23年4月15日

各　　位

会 社 名　東 京 電 力 株 式 会 社
代表者名　取 締 役 社 長　清 水　正 孝
（コード番号：９５０１　東証・大証・名証第１部）
問合せ先　総務部株式グループマネージャー　大槻 陸夫
（TEL.　０３－６３７３－１１１１）

# 避難による損害への「仮払補償金」のお支払いについて

本日、国の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」において、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、このたびの福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされておられる方々に対して、避難による損害への充当を前提に、当社から当面の必要な資金を「仮払補償金」として速やかにお支払いするよう決定がなされました。

これを受け、当社は、当面の必要な資金を「仮払補償金」としてお支払いすることといたしました。

「仮払補償金」は、このたびの事故に伴い、「避難」・「屋内退避」が指示された地域等（別紙１参照）にお住まいの方々にお支払いさせていただくもので、国が決定した「原子力災害被災者に対する緊急支援措置について」を踏まえ、１世帯あたり100万円、単身世帯の場合には75万円をお支払いいたします。

本日以降、避難・屋内退避区域の市町村との調整を実施したのち、避難所等においてご説明および申請書類の配布を開始いたします。

なお、仮払補償金のお支払いを含む原子力損害の補償に関する専用のご相談窓口として、４月28日（予定）より『福島原子力補償相談室』を開設いたします。

また、仮払補償金の総額は、500 億円程度と見込んでおります。本件が当社業績に与える影響につきましては、お示しできる状況になり次第、速やかにお知らせいたします。

このたびの福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

以　上

＜別紙１＞

原子力災害対策特別措置法第 15 条第３項の規定に基づき
「避難」・「屋内退避」が指示された地域

＜仮払補償金のお支払いの対象となる区域＞

■避難区域

・福島第一原子力発電所から半径 20㎞ 圏内

・福島第二原子力発電所から半径 10㎞ 圏内

■屋内退避区域

・福島第一原子力発電所から半径 20㎞ 以上 30㎞ 圏内

（参考）　「避難区域」・「屋内退避区域」を含む市町村

南相馬市、飯舘村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、いわき市

※　仮払補償金のお支払い対象となる具体的な範囲は、避難・屋内退避区域の市町村との調整を踏まえて決定するものとし、詳細が決まり次第お知らせいたします。

※　今後、原子力災害対策特別措置法に基づき「計画的避難区域」が設定された場合には、当該地域も対象となります。なお、その場合にも、詳細が決まり次第お知らせいたします。

以　上

＜別紙２＞

**避難による損害への「仮払補償金」に関するスケジュールについて**

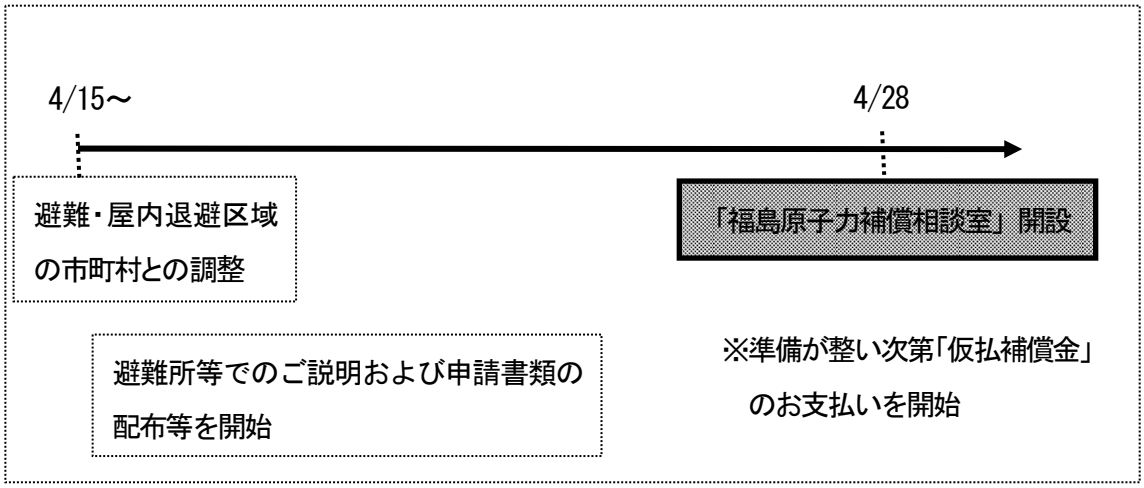


福島原子力補償相談室　（コールセンター）

開 設 日　平成２３年４月２８日（木）（予定）

電話番号　０１２０－９２６－４０４

受付時間　９時００分～２１時００分（月曜日～土曜日）

※コールセンターは、原子力損害の補償全般に関するご相談をお受けする専用窓口となります。

※コールセンター開設までの間のお問い合わせや仮払補償金に関する申請書類の郵送をご希望の方は、下記の東京電力カスタマーセンターまでご連絡ください。

以　上

＜東京電力カスタマーセンター＞　※全国いずれの地域からも下記すべてのカスタマーセンターで承ります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 東京カスタマーセンター第一 | 0120-995-002 | 千葉カスタマーセンター第一 | 0120-99-5552 |
| 東京カスタマーセンター第二 | 0120-995-006 | 千葉カスタマーセンター第二 | 0120-99-5556 |
| 多摩カスタマーセンター | 0120-995-662 | 神奈川カスタマーセンター第一 | 0120-99-5772 |
| 栃木カスタマーセンター | 0120-995-112 | 神奈川カスタマーセンター第二 | 0120-99-5776 |
| 群馬カスタマーセンター | 0120-99-5222 | 山梨カスタマーセンター | 0120-995-882 |
| 茨城カスタマーセンター | 0120-995-332 | 沼津カスタマーセンター | 0120-995-902 |
| 埼玉カスタマーセンター | 0120-995-442 | | |

※耳や言葉の不自由なお客さま専用ＦＡＸ　0120-12-8589